

オープンデータ流通推進コンソーシアム  
利活用・普及委員会の運営について(案)

1. 利活用・普及委員会の出席者について

・利活用・普及委員会(以下、「委員会」)の出席者は、オープンデータ流通推進コンソーシアム規約14条に基づき、以下のとおりとする。ただし、会場の都合などから、オブザーバーや会員については、一社・団体あたりの出席人数を制限する場合がある。

- ① 主査、副主査、委員
- ② オブザーバー
- ③ 会員
- ④ その他、主査が承認した場合(他の委員会委員、ゲストスピーカーなど)

2. 議事の公開について

- ・会場の都合などから委員会の一般傍聴は行わないが、インターネット中継などにより極力公開する。
- ・議事要旨(発言者の記名なし)を作成し、委員会終了後速やかに、オープンデータ流通推進コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」)のウェブサイトで公開する。

3. 配付資料の公開について

- ・委員会で配布された資料は、委員会終了後速やかに、コンソーシアムのウェブサイトで公開する。
- ・ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

以 上